

大学職員（病院職員を除く）の新型コロナウイルスへの感染が疑われるとき
※本学の職員（病院職員を除く）は、以下の①～③に1つでも該当する場合は、出勤せずに至急、所属長へ電話連絡するとともに、以下のフローチャートに従い対応してください。

※院内で発生した場合は、感染制御部が新型コロナウイルス感染症(COVID 19)対応マニュアルに基づき対応

- ①体調不良者（発熱・呼吸器症状・風邪症状がある場合（アレルギー症状を除く））
- ②濃厚接触者に該当した場合
- ③家族等が抗原検査またはPCR検査を受ける場合

【本人】

- 1) 所属長に電話連絡し、自宅待機。出勤はしない。
- 2) 健康観察の徹底。
- 3) 健康状態に十分留意し、不調があれば保健所/医療機関へ相談し、所属長へ連絡。

【所属長】

- 1) 出勤せずに自宅待機し、健康観察を徹底するよう指示。
※健康状態については指示があるまで、所属に報告するよう説明。
- 2) 体調不良の場合は、症状の発生日及び受診状況の確認。
- 3) 本人の体調確認。
- 4) 2日前（体調不良の場合は症状が発生する2日前）からの学内での接触状況を確認するよう指示。
- 5) 2)、3)の情報をまとめ、当日中に健康管理センターに連絡。

家族等のPCR検査結果が判明

- 【本人】 1) 家族等のPCR検査結果が判明した時点で所属長に報告
- 【所属長】 1) 健康管理センターに連絡

家族等のPCR検査結果陽性の場合

- 【所属長】 1) 濃厚接触者に該当するか判明するまで出勤せず自宅待機（特別休暇取得）し、健康観察を継続するよう指示

家族等のPCR検査結果陰性の場合

- 【所属長】 1) 自宅待機期間（特別休暇取得）は終了とし、健康状態に十分留意した上で、出勤を許可

濃厚接触者に該当するか判明

- 【本人】 1) 濃厚接触者に該当するか判明した時点で所属長に報告
- 【所属長】 1) 健康管理センターに連絡

濃厚接触者に該当した場合

- 【所属長】 1) PCR検査の結果が判明するまで出勤せず自宅待機（特別休暇取得）し、健康観察を継続するよう指示

濃厚接触者に該当しなかった場合

- 【本人】 1) 保健所に出勤の可否について確認し、所属長に報告する
- 【所属長】 1) 保健所の指示に従い、行動するよう説明

PCR検査が必要と判断された場合

- 【所属長】 1) 初回報告の2日前（体調不良の場合は症状が発生する2日前）からの学内での接触状況を確認
- 【健康管理センター】 1) 所属からの報告を元に接触者リストを作成
2) 陽性だった場合の消毒範囲の検討
3) 陽性となった場合に備え、施設管理課、総務課に消毒や動員の準備を始めるよう連絡する

PCR検査を受検

- 【本人】 1) PCR検査結果が判明した時点で所属長に報告
- 【所属長】 1) 健康管理センターに連絡

PCR検査陽性（※別紙の対応に続く）

- 【本人】 1) 所属長に検査結果及び保健所からの指示を報告
- 【所属長】 1) 健康管理センターに検査結果及び保健所からの指示を報告
※復帰時期については主治医の意見を基に健康管理センターと協議の上、決定する。
(参考) 復帰の目安は次のア) およびイ) の条件を満たすこと
ア) 発症後少なくとも2週間は経過していること
イ) 薬剤を使用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過している

PCR検査陰性（①体調不良者の場合）

快復後、出勤を許可する。ただし、発熱がある場合は病気休暇を取得させ、解熱後3日（解熱日を含む）は特別休暇を取得させる。

PCR検査陰性（②③濃厚接触者の場合）

- 感染者との最終接触日を0日として14日間出勤せずに自宅待機（特別休暇取得）
- 【本人】 1) 自宅待機期間中の健康観察データの送信
- 【所属長】 1) 健康日記アプリの使用方法的説明
2) 健康日記アプリを使用出来るか確認
3) 健康日記アプリの登録内容等の不備の連絡
4) データが届いていない職員への指導
- 【健康管理センター】 1) 健康観察データの確認

一般内科を受診
又は、保健所に相談

- 【本人】 1) 受診又は相談結果を所属長に報告
- 【所属長】 1) 健康管理センターに連絡

PCR検査不要と判断された場合

快復後、出勤を許可する。ただし、発熱がある場合、解熱後3日（解熱日を含む）は特別休暇を取得させる。

大学職員（病院職員を除く）PCR検査陽性の場合の対応

学内で発生した場合

【関連部署】※詳細別紙

下記の対応を講ずる。

- ・濃厚接触者等の特定
- ・消毒作業
- ・健康観察
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
- ・学生への連絡
- ・和歌山県公立大学法人室への連絡
- ・立ち入り業者への立ち入り制限の連絡
- ・報道機関への対応
- ・PCR検査への対応
(保健所から応援要請があった場合)

学外で発生した場合

【関連部署】※詳細別紙

下記の対応を講ずる。

- ・健康観察
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
- ・学生への連絡
- ・和歌山県公立大学法人室への連絡
- ・報道機関への対応

業務の縮小、実習・授業の中止または縮小、学生の学内立ち入り禁止

※学生の学内への立ち入り制限の解除については、最終感染者確認後14日経過し、新型コロナウイルス感染症の患者、及び疑わしい症例がないことを確認したのちに対策本部会議で決定する。

※ただし、14日経過を待たずに、面接授業を再開する場合は、和歌山県、和歌山市保健所と協議のもと、対策本部会議で検討する。

※大学院生・助産学専攻科生の研究指導については各指導教員の判断によるものとする。ただし、濃厚接触者に該当する大学院生・助産学専攻科生の学内への立ち入りは禁止する。

※臨床・臨地実習中の学生については、判明後直ちに臨床・臨地実習を中断し、再開については臨時休業の解除と同じく、最終感染者確認後14日経過し、新型コロナウイルス感染症の患者および疑わしい症例がないことを確認したのちに対策本部会議で決定する。

学内への立ち入り制限については、学内外の感染状況を踏まえ、対策本部会議で決定する。

なお、対策本部会議で立ち入り制限について決定するまでの間、学生の面接授業及び実習については中止とする。